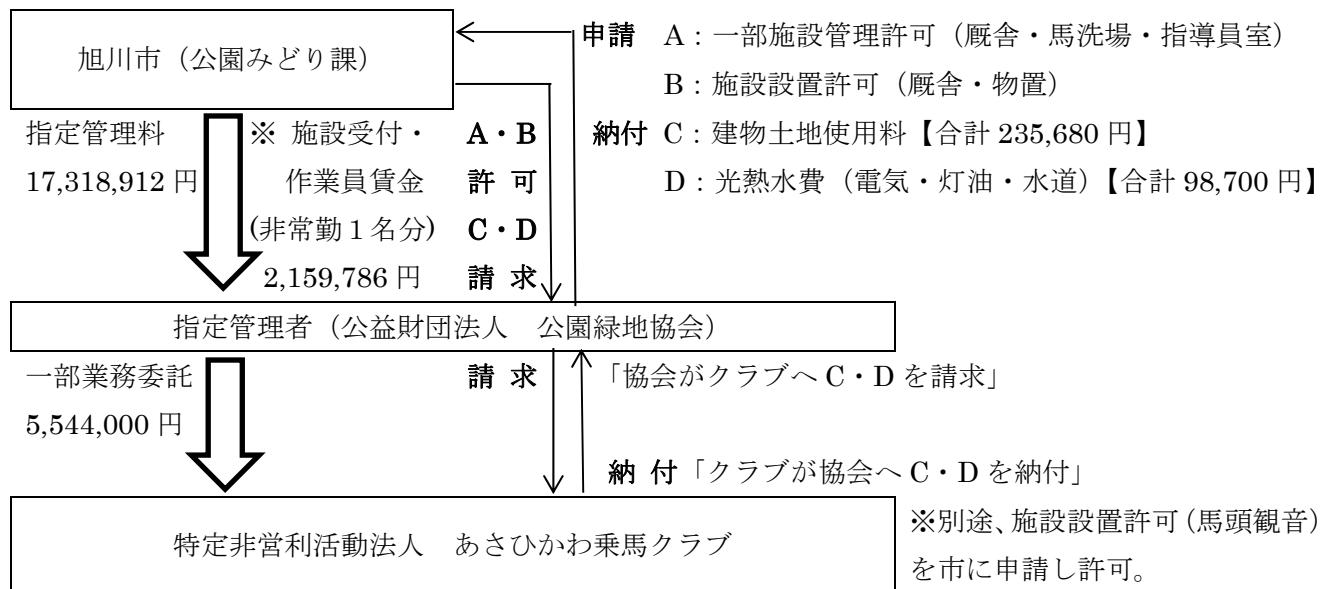


## 花咲スポーツ公園「馬場」の管理と利用状況について

## 1 馬場概要

- 屋外馬場  $4,950\text{ m}^2$ 、砂深 15 cm
  - 屋内馬場 鉄骨造一部2階建 延面積  $1,225\text{ m}^2$
  - 馬場  $800\text{ m}^2$ 、砂深 50 cm
  - 厩舎 11頭分
  - 指導員室、事務室、便所、更衣室、控え室、ギャラリー、屋外馬洗い場、屋外堆肥場
- ※ 現在、シャワー室は老朽化により使用できません。

## 2 管理状況



## 3 業務委託内容「委託料 5,544 千円 (年額)」

- 清掃業務：管理許可範囲以外の日常清掃、定期清掃及び屋内・屋外馬場の整地等
- 指導業務：利用者に対する馬の使用方法、馬の手入れ方法及び馬術の指導
- 利用者対応等業務：印刷式自動券売機より印刷された個人使用券等の確認（回数券・定期券の発行を含む）、券売機の点検清掃、日誌作成、利用者数等の集計
- 草刈業務
  - 馬場に必要な乗用馬について、市も指定管理者も乗用馬を所有していないことから、乗用馬を必要数所有するとともに馬の扱いや乗馬に対する専門知識を有し、利用者に対して指導することができる唯一の事業者であるとして、旭川乗馬クラブに管理許可範囲以外の馬場の維持管理を委託している。
  - 乗用馬の貸し出しや乗馬教室などについては、馬場の使用促進に必要なことから指定管理業務として、また、会員向けの事業等は、自主事業として実施。自主事業のうち、預託馬の飼育・調教のような公園施設の一部のエリアを占有してしまうような収益事業の場合はその自主事業に必要な面積分（預託馬2頭分の馬房面積）については管理許可とし、使用料を徴収している。

#### 4 施設管理許可及び使用料【公園緑地協会 → 旭川市】

預託馬（2頭）の飼育調教は、厩舎内の馬房を占有する収益事業であることから、当該事業に係る面積分は管理許可を要するものとし、使用料を徴収する。

- 管理許可面積の考え方と使用料

馬房に加え、共用スペース分についても、預託馬頭数の割合に応じて面積を算定する。

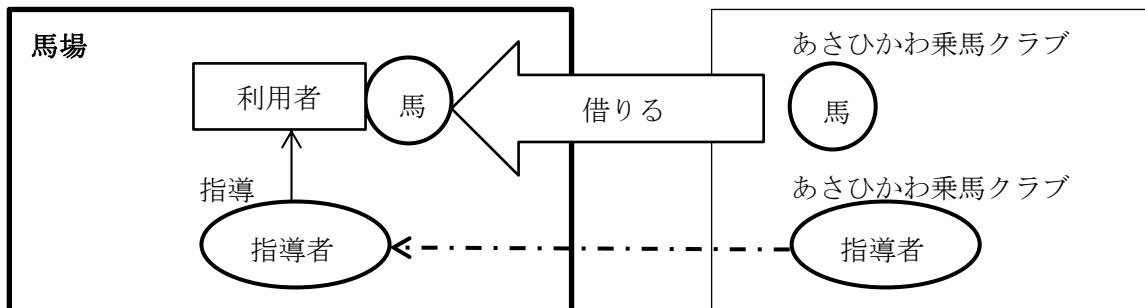
- 建物（共用部）：共用スペースである指導員室  $15.54\text{ m}^2$  及び厩舎以外の面積（馬糧庫、屋内馬洗場、通路） $138.9\text{ m}^2$ 、屋外馬洗場  $13.50\text{ m}^2$  の合計に厩舎の馬房数 1 1 に対する預託馬 2 頭分の割合である  $2/11$  を乗じて面積を算定。 $(15.54\text{ m}^2 + 138.9\text{ m}^2 + 13.50\text{ m}^2) \times 2/11 = 167.94\text{ m}^2 \times 2/11 = 30.53\text{ m}^2$
- 建物（馬房）：預託馬頭分の馬房面積  $8.5\text{ m}^2 \times 2 = 17.0\text{ m}^2$
- 建物（合計）： $30.53\text{ m}^2 + 17.0\text{ m}^2 = 47.53\text{ m}^2$  で  $212,160\text{ 円}$
- 土地（共用部）：馬つなぎ場  $96.25\text{ m}^2$  に  $2/11$  を乗じて面積を算定  
 $96.25\text{ m}^2 \times 2/11 = 17.50\text{ m}^2$  で  $23,520\text{ 円}$
- 建物及び土地の合計の使用料は  $235,680\text{ 円／年}$

#### 5 光熱水費【公園緑地協会 → 旭川市】(R6 年度)

馬場全体	電気料金	587,860 円	内あさひかわ乗馬クラブ使用料	23,140 円
	上下水道料金	1,277,957 円	〃	49,150 円
	灯油代	690,096 円	〃	26,410 円
※ 非公募花咲按分後 計 2,555,913 円			計 98,700 円	

#### 6 利用形態及び料金

自主事業による「騎乗料金」を次のとおり徴収している。



	内 容	平 日	土・日・祝
体験メニュー	ひき馬（5分）	1, 200 円（税込）	1, 400 円（税込）
	体験乗馬（15分）	3, 000 円（税込）	3, 500 円（税込）

上記料金には、施設使用料「大人 450 円」「高校生以下 220 円」が含みます。

- ※ R7.4 月に改定。引き馬 1,200 円 → 450 円（施設使用料として市へ）+750 円（乗馬クラブの収入）
- ※ 上記の他に騎乗料金「ビジターメニュー」と「会員メニュー」があり、施設使用料「大人 450 円」「高校生以下 220 円」が含まない（別途徴収）。
- ※ 条例上 1 回 30 分の利用に対して、施設使用料として徴収することになっている。
- ※ ヘルメット、プロテクター、ブーツなどの乗馬用具は無料でレンタルしている。